

令和5年6月16日

羽島市議会議長 藤川貴雄 様

羽島市議会議員政治倫理審査会  
委員長 南谷佳寛

### 羽島市議会議員政治倫理審査会審査結果報告書

令和5年5月19日より審査した件について、下記のとおり報告します。

#### 記

1. 審査の対象 豊島保夫
2. 審査の対象となる事由
  - ・令和5年5月新聞報道で、令和5年4月23日執行の羽島市議会議員選挙に際して配布される選挙広報に「社会教育主事」「社会福祉士」「児童福祉司」と掲載し、誤りではないかと指摘されていることが、羽島市議会議員政治倫理要綱 第2 第4項との関係において政治倫理に反すると考えられること。
3. 審査会の構成（8人）
  - 南谷佳寛（委員長） 近藤伸二（副委員長）
  - 佐藤健 南谷清司 原一郎 野口佳宏 後藤國弘 花村隆
4. 審査の経過等
  - 令和5年5月19日**
    - ・審査会規程第2 により、議長が指名した委員により、正副委員長を互選。
  - 令和5年6月2日（審査会規程第3 第2項により非公開で実施）**
    - ・審査の進め方について、本日は豊島議員から事情聴取することを決定し、説明を求めることとし、次回の審査会で、説明に対する質疑、本人からの弁明をしてもらい、その後、審査の対象となった事実の認定、とるべき措置の決定、審査結果の取りまとめの順に進めていきたいと説明。
    - ・その後、審査事項に入り、羽島市議会議員政治倫理審査会規程第3 第3項により、豊島議員の出席を求めることを決定し、説明を求めた。
    - ・豊島議員から、
      - 先の市議会議員選挙の選挙公報において、記載した字句に誤りがあると報道があった。報道の内容のとおりで、所持していたとされる資格の名称についての認識が誤っていた。市役所入庁後、福祉の部局、そして教育の部局で勤務をしてきたとき、社会教育主事、そして社会福祉主事として職務にあたっていた。その後、市議会議員として取り組んでいることから、福祉の充実、教育の充実を目指し、重点を置いている関係から、この分野の人々との連携等は常に図っており、図ってきたいということを強く述べたかったことから、記載字句等に誤ったことを載せた。認識、チェック等甘かったことは反省している。
      - などの説明があった。

令和5年6月6日（審査会規程第3 第2項により非公開で実施）

・豊島議員から6月2日開催の審査会で事情聴取したが、規程第3第4項により、経過、状況、その他必要な事項について報告を求め、豊島議員の出席を求め、委員の質疑応答を行った。

・まず、南谷清司委員から、

問) 福祉の充実、福祉関係の方々と連携を常に図っているというようなことを述べているが、そういう活動に重きを置いているような議員が、認識を誤って社会福祉士という資格を記載したことについて、特に国家試験の中でも特に難関といわれるこの試験について誤って記載をしたことについて、今の気持ちは。

答) 市の福祉分野で社会福祉主事という位置付けで勤務したときには、社会福祉士という制度、名称等はない。社会的なことの名称として使われた段階で、資格名称を記載し、他のところでも記載をした。まさに軽率だったことは事実である。

問) 当初、社会福祉主事として職務にあたっていた時には、社会福祉士の国家資格は、まだ法律が成立おらず、それから、社会福祉士の国家資格が制定され、その辺りで認識の間違いが起きたということだが、社会福祉士という資格の存在を認識されたのはいつ頃か。

答) 退職後の時点で、福祉士という制度があったので、書いてしまっていたということだから、時期的なことと言えば退職後に書いてしまった。

問) 社会福祉士の資格を持っていると認識されたのはいつ頃か。

答) 認識というか、持っているという確認とか、そういうことはしておらず、一般的に社会福祉士というのが学校でも、また世間でも周知されてきたことから、今はそういうふうになったのかと。

問) 社会福祉士が国家資格で最難関、福祉関係では最難関と言われている非常に合格率が低かったが、このことについては知らなかったということか。

答) その調査及びチェックについてはしていなかった。

問) 社会福祉の世界では、社会福祉士の資格はかなり認識を深く持っていて、そう簡単には取れないという話題もあちらこちらで出てくるし、社会福祉士を持っている人はそのことをかなりアピールされると思うが、そういったとき、何らかの思いはなかったか。

答) 仕事及び日常生活を含め、公表、活用とか、公言したりはないし、これについて尋ねられたことは、少なくとも記憶の範囲で、周囲からはなかった。

問) 周りに社会福祉士の資格を持っている人はいたか。

答) 1人1人に確認したことはない。

問) 社会福祉士の資格を持っていないと認識したのはいつか。

答) 今回の指摘、お尋ねがあったときが、正式に言えばその時点である。

問) 社会福祉主事として仕事をしていて、その経験があれば自動的に社会福祉士の資格は自動的に付与されると認識し、思い込んでいたために今回の報道、初めて社会福祉士を持っていないことを認識したというようなご説明ですか。

答) そのとおり。

問) 平成23年の選挙公報には、社会福祉主事と記載がある。平成27年は、社会福

社士と記載が変わっているが、理由は。

答) 制度的なことが、社会、世間というか、いろいろなところでこういう資格名称が出てきて、自動的に変更というか変わって、付与される、名称が変えられる、できるというような甘い認識である。

問) 選挙公報に資格名称を書くことはかなり重いことであり、しっかりチェックをする。いつ、どこで取ったのか、合格証書なり資格証書なり、あるいは制度なりしっかり確認して記載すると思うが、そうしなかった理由は。

答) 資格として一字一句、それが当たり前でしょうが、完全にチェックしなかった、これはまさにミス。それ以外にない。

問) 平成23年は社会福祉主事と書いてあって、27年に社会福祉士と修正されている。修正するということは、かなり意図的な操作で、何らかのチェックなり、ミスだけではなかなか市民の理解は得にくいと思うが。

答) 市の福祉関係にも発言をさせてもらったり、また調べたりさせてもらっている中で、いろいろな場所で社会福祉士という名称が目につく、広まってきている、それを生かして仕事している紹介とかが出てきたことから、そういうのが目に付いて、そういう制度になって、そこは確認ミスと言うしかない。

問) NPO法人岐阜羽島ボランティア協会かみなり村村長という現在の主な活動、所属団体、役職というもので書いてあるが、どんな役職なのか。

答) 町内に、NPOからできて、活動を始めた責任者から、町内での間に相談もしたいことがあるのでということ、また親しくもしていたことから、話を受けただけで、全くルールというか、約束事もないし、ただ受けただけで、今日まで来ている。

問) 村長というのは、協会の中に定められている職というか、役割というか、そういうものなのか。

答) 全くないと思う。役員でも何でもなし、口頭で頼むと言われて、承諾した。位置づけも何にもないと思う。

問) 頼まれたのは村長か、それとも相談役、相談相手を頼まれたのか。

答) かみなり村という名称を使っているので、その村長とはっきり言われた。

問) 頼まれた当時、村長に就いてと頼まれ、引き続き今も記載しているという理解でよいか。

答) そのとおり。

問) 現在も頼まれているのか。

答) それは私のどうこうでなく、今、名称がなくなっていれば別だが、そういう組織はあるわけだから、なんら、先方からも何の申し出もないので、ずっときているというようなことである。

問) 平成23年の公報で、初めてかみなり村村長と出てきているので、依頼されたのは当然その前だと思う。それ以降、村長を続けてくれとか、何か接触なり会議に出席されたとかはあるのか。

答) その代表が言われた言葉なので、毎年とか、定期的な改選とかいうのを聞いたことないし、現時点でもないのか、そのまま継続しているのかと、それだけの軽い気持ちである。

問) 選挙公報に載せる現在の主な活動、所属団体、役職として、ずっと12年間続いてきて、今の会長はどなたか存じないが、その人の意向も確認していないと思うが、そのような状況で載せることが適切かどうかについて、どうお考えか。

答) そういうものに関わっていないとかならば辞退したり、外れたりということでしょうが、確認と言われても、ずっとやってきているということだけで、あえて、確認したこともないし、指摘を受けたことも、その団体等からは、今日現在ない。

問) 直近の4年間で、かみなり村についてどんな活動をしているのか。具体例を。

答) 役員でも幹部でもないし、あえて相談ごとを受けるようなことも一切ない。当然いち会員である。市の、他の多くの団体であるような会費を払っている会員。催し物があるときは、いち市民というか、住民ということで、お祭り等には参加している状況である。

問) 虚偽事項公表、ミスであろうとなんだらうと、罰としては2年以下の禁錮または30万円以下の罰金、立件されればの話だが、社会福祉士、これも名称使用制限が決まっており、要するに持っていないのにこの名称を使用すると、30万円以下の罰金が科せられるという法律の定めがあるが、そのような行為をミスとは言えどもしてしまったということだが、選挙に選ばれた議員として、その責任の取り方についてはどうお考えか。

答) これらの分野、教育と福祉に力を入れていくのが目標というか、進めていく姿勢だったので、そういう分野に力を入れて、連携をしていきたいと、ずっと表記してきてしまった。

問) 前回の説明で、市議会議員として福祉の充実、教育の充実を目指している。その福祉の分野、教育の分野との連携を常に図っていて、これからも図っていききたいことを強く述べたかったから間違っただけの資格を載せてしまったとあるが、これに間違いはないか。

答) その分野、この広い2つの分野に力を入れていきたいということには間違いはない。

問) この社会福祉については、福祉の分野で力を入れている、これからも図っていききたいことを訴えるために書いたということで間違いはないか。

答) そういう幅広い分野で力を入れていきたい。そのとおりである。  
などの質疑があった。

・次に、野口委員から、

問) 社会福祉士に関しては、報道内容のとおりであると話があったが、児童福祉司の資格は持っているのか。

答) 社会福祉主事等をやっていた当時はないが、関連してそういう制度の資格等で、児童の分野、それから事業の部局、部署等で指導したり、携わる者が使えると、これも資格として、2つが関連して取得できることから、新たな制度資格の段階において、資格が生まれたときから、並列して表記した。完全な誤りということ。

問) 社会福祉士と児童福祉司の2つの資格は持ってないということか。

答) 現時点ない。  
などの質疑があった。

・次に、花村委員から、

問) 社会福祉士という資格について、持っていると思っていたのか、あるいは持っていないことはわかっていたのか。

答) 持っていた確認を怠ったのは事実。福祉をやってきて、福祉士へ自動的な切り替えというか、資格要件が与えられたのかの確認もしていなかった。そうなったのかという確認をせず、そういう感覚を持っていた。

との質疑があった。

・近藤委員からは質疑なく、後藤委員からは、

問) 社会福祉士を記載したのはミスなのか、意図的なのか、市民が疑念を持っていると思うが。

答) 社会福祉主事としての実務経験、それはしてきたが、福祉士に、こういう制度になって、自動的に変わる、そういう名称を使うようになったのかという、そのチェックミスと認識ミス、意図的にというのは全くない。変わってきた名称ということで書いてしまった。

問) 意図的ではなかったとすると、平成23年には社会福祉主事、平成27年に社会福祉士と表記が変わるわけだが、この間、何かがあったのと勘ぐってしまうが、経緯は。

答) 経緯というか、社会全体で、社会福祉士の活動が周知されだしたのは事実。それはこの制度ができたときからだが、自身もそういう名称として安易に使ったということ。

問) 社会福祉士というのは30年以上前からある資格だと思うが、そういう認識がないまま、世間が使われ始めたから、この表記でいいだろうということで理解してよいか。

答) そのような理解である。

などの質疑があった。

・次に原委員から、

問) 社会福祉士と児童福祉司が、自動的に資格がもらえると思ったとのことであったが、通常考えれば、新たに証書等が手元に来ると考えるが、そう考えなかったのか。

答) 全く、そういう考えはなかった。

問) 社会福祉士も児童福祉司もかなり重い資格だと考えられるが、一切なかったということか。

答) そのとおり。

問) かみなり村村長の話なのだが、村長というと本当に一番上の立場という認識につながると思うが、何かイベント、会議等々で、村長として出席したことはあるか。

答) 全く、一度もない。

などの質疑があった。

・最後に、佐藤委員から、

問) 社会福祉主事というと、市役所から現に主事担当としてやられているということがそもそも前提ではないか。つまり、退職された後には、そもそも主事ではなくなると考えられる。そうすると、社会福祉主事と書いてあること自体が矛盾を感じるが、記載はどういう趣旨なのか。

答) 社会福祉主事、それから社会教育主事もやってきたということで、そういう分野の方に力を入れ、連携をしていきたいということから、これまで場を踏んできたということ載せてしまったということ。

問) そうであれば、現在の主な活動と書いてあるのも少し矛盾を感じるが、社会教育主事に発令されたのはいつごろのことか。

答) 市役所に入って、40年ほど前になると記憶している。

問) 40年ほど前に社会教育主事になったということだが、その時には既に要件が確保されていたという理解でよいか。

答) そういう資格をもらった。現場にもいたし、それから研修というか、そういうのを積んで、もらったということで、職務をしてきた。

問) 社会教育主事としてはどのようなことをしてきたか。

答) 青少年指導、地域公民館指導、成人教育指導、婦人教育、幅広く言えば文化活動、文化財、そういう分野。

問) 社会教育主事という資格は、法律上、非常に多くの科目を勉強し、学んで、発令されるという、かなりシビアな、取るのが大変な資格という理解だが、当時は、簡易に取れたということか。

答) 簡易かどうか、一定の単位、一定の要件を満たせば、ほぼもらえたと記憶している。

問) 社会教育主事は、結構足りないことが、文部科学省でも問題になっているような資格で、全国でも千何百人とかしかおらず、拡充が求められている資格という認識だが、現在の主な活動、所属団体、役職に書いてあるもので、社会福祉士と児童福祉司は間違いとの発言があったが、これ以外に関しては、全部事実ということか。

答) そのあたりはチェックしている。

などの質疑があった。

- ・その後、規程第3第5項により、口頭または文書をもって弁明できることになっていることを告げて、豊島議員に弁明をするかどうかを尋ね、

豊島議員から、

大変、有権者、そして議会の皆さんにも、字句等チェックや、慎重な名称等の認識が甘いために迷惑をかけ、深く謝罪している。今後も、これらについては先輩議員の指導等も受け、また、この分野について、さらにしっかりと充実を目指していくことについては変わりを思っていないので、各委員の指導を賜って進めていきたいと思う。

との弁明があった。

- ・その後、審査結果及び取るべき措置の内容について決定し、審査会結果報告については、委員長一任とすることを決定し、審査を終了した。

#### 4. 審査結果

- ・本件について慎重に審査した結果、

豊島議員が選挙広報に「社会教育主事」「社会福祉士」「児童福祉司」と掲載したことを、委員全員により政治倫理に反する事実があると認めた。

## 5. 措置の内容

- 本件について審査会が必要と認める措置について、委員の意見を求め、
- 近藤委員から、

早々に全員協議会で謝罪、また、本日も質疑、弁明されたときも、これに対して自分のミスであると謝罪をしているので、そういった措置については反対する。との意見があった。
- 野口委員から、

ホームページや議会だよりに結果報告と本人の謝罪等々含めて記載することが必要と思うし、本人の謝罪を含め、その他審査会が認める措置として対応したらどうかと思う。ホームページに載せるとか、謝罪文を載せるとか、そういうものは必ず必要になると考えている。などの意見があった。
- 佐藤委員から、

正しい記載、あるいは違った記載がどこなのかを明確にしてもらう機会には必要ではないか。との意見があった。
- 原委員から、

市民にしっかり説明し、議会としてどういった対応をしたということを公表すべきと考えている。との意見があった。
- 花村委員から、

議場での事情説明、そして陳謝が必要であるとする。との意見があった。
- 南谷清司委員から、

要綱の順守を要請すること、もう一つは議場で説明してもらうことが議会として必要ではないか。措置と内容は違う話であり、審査の内容、経過の発表は委員長職権でもらえれば結構かと思う。などの意見があった。
- その後、委員長において、要綱第4により、順に採決し、まず、要綱の遵守を求めることに全員が賛成した。
- 次に、本会議場において事情説明を求めることに全員の賛成はなく、
- 続いて、本会議場において謝罪を求めることに全員の賛成はなく、審査会において、要綱の遵守を求める措置をすることに決した。